

--	--	--	--

改正労働者派遣法、業務委託をめぐる法律と実務対応コース

～派遣法改正に伴う課題・法的知識・対応策について解説・指導いたします～

開催にあたって

めまぐるしく変化する社会環境の中で、従来の派遣期間制限を大幅に緩和する一方、派遣労働者の保護を図るべく、派遣元、派遣先双方に様々な規制をかけた平成27年改正労働者派遣法が施行されて3年以上が経過しました。その間、特定労働者派遣事業の経過措置期間（3年）の経過や、「2018年問題」と呼称された、最初の派遣期間制限（事業所単位、派遣労働者個人単位ともに3年）の到来など、多くの企業が同法への対応を迫られました。

そのような中、平成30年6月29日に、派遣法改正を含む働き方改革関連法が国会で可決、成立しました。中でも、平成30年改正派遣法は、大企業・中小企業を問わず全企業を対象に、2020年4月から施行されます。もともと、平成30年改正派遣法は、派遣労働者の待遇改善規定の強化など、大きな改正がなされたものの、基本的な骨格は平成27年改正派遣法と同様です。

そこで、本コースでは、平成30年改正派遣法の土台となる、平成27年派遣法改正を中心に、平成30年改正にも触れつつ、労働者派遣法の理解を深めるとともに、派遣元・派遣先双方が適切な運用ができるよう実務対応策について解説・指導致します。

また、労働者派遣と密接に関連するだけでなく、上記派遣法改正による規制の強化に伴い、今後労働者派遣からの切り替えの増加が予想される業務委託についても、併せて解説致します。

日時 2019年12月5日(木) 10:00～16:30 **1日・5.5時間コース**

会場 東京・代々木・本会内セミナー室(下図参照)
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 TEL(03)3403-1972(直)

講師 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 **仁野直樹氏**

対象 経営者、人事労務総務担当役員
人事労務・総務庶務担当者・責任者
現場の管理・監督者

主催 **一般社団法人 日本経営協会**

申込要領

■申込・支払方法

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送又はFAXにてお申込みください。追って、振込口座名を記載した請求書と参加券をご派遣責任者(連絡担当者)までお送りします。受付は参加券・請求書送付にて確認します。不着の場合は必ず電話にてご確認ください。お振込みは原則として請求書に記載されましたお支払期限までお願いいたします。

- 振り込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。また、領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 万一ご都合が悪くなった場合は代理の方がご出席ください。
- 教材は原則として当日会場にてお渡しします。
- 参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては中止・延期させて頂く場合があります。すでにお振込の場合は、全額返金させていただきます。
- 録音録画、撮影等は原則として出来ません。ご了承ください(特記の場合を除く)。

■早割・複数について【最大4,400円(税込)割引】

- ・早割(早期申込割引)お申込みされた講座のうち、開催日がお申込み日より2ヵ月以上先の講座について参加料を1講座1名あたり2,200円(税込)割引させていただきます。
- ・複数(複数申込割引)複数名のお申込みで、参加料を1名あたり2,200円(税込)割引いたします。(ただし、同時にお申込みの場合に限ります)
- ・2019年10月1日からの消費税引き上げを前提としております。

■WEBお申込みの流れ

- 1 一般社団法人日本経営協会 ホームページ <http://www.noma.or.jp>
- 2 「セミナー/講座」を選択
- 3 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- 4 ご希望セミナーを検索。ご希望のセミナー名をクリック。
- 5 ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込」からお申込み
- 6 お申込みをいただきますと、確認メールが届きます。

■キャンセルについて

開催日の3営業日前からは30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡が無く欠席の場合は、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

■会員入会手続きについて

入会の詳細および特典については、ホームページの「会員検索/ご入会のご案内」をご参照ください。

■参加料(1名/テキスト・資料代含む)

	参加料	消費税	合計
NOMA会員(1名)	30,000円	3,000円	33,000円
一般(1名)	37,000円	3,700円	40,700円

2019年10月1日からの消費税引き上げを前提としております。

会場案内図

★JR代々木駅の正面(西口)改札を出て、宝くじ売場と富士そばの間の道を進んで下さい。明治通りを原宿方面に進み、コンビニローソンの先のビルです。

お申込み・お問合せ先 **一般社団法人 日本経営協会**
企画研修グループ ●担当: 池田
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)3403-1972(直) FAX(03)3403-8417
URL <http://www.noma.or.jp>

一般社団法人 日本経営協会 企画研修グループ 宛
FAX (03) 3403-8417

2019年 月 日 事務局 使用欄 No.

参加申込書 「改正労働者派遣法、業務委託をめぐる法律と実務対応コース」 13749

2019.12/5
10:00開講
NOMA

企業(団体)名	フリガナ	TEL	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 一般 (該当にレ印をつけて下さい)	
所在地	〒	FAX	業種	
参加者氏名		所属・役職	早・複製	メールアドレス
フリガナ			早・複	e-mail:
フリガナ			早・複	e-mail:
フリガナ			早・複	e-mail:
請求書・参加券送付先	フリガナ	所属・役職	メールアドレス	e-mail:

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②人事労務関連セミナーなど本会セミナー(事業)のご案内 ※なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。□不要 ※今後eメールによるご案内も予定しています。ご希望の方は、ご記入ください。

改正労働者派遣法、業務委託をめぐる法律と実務対応コース

～派遣法改正に伴う課題・法的知識・対応策について解説・指導いたします～

プログラム内容

I. はじめに

- 1 多様な人材利用のあり方
(正社員と非正規社員の区分)
- 2 労働者派遣とは
(労働者供給・出向との区別)
 - (1) 労働者供給
 - (2) 労働者派遣
 - (3) 出向
- 3 請負・業務処理請負・業務委託とは何か
- 4 個人業務委託とは何か

II. 労働者派遣法

- 1 法を遵守させるための装置
(刑罰・行政処分・行政指導・企業名公表など)
 - (1) 刑罰
 - (2) 行政処分 (派遣元事業主のみ)
 - (3) 行政指導
 - (4) 企業名公表
 - (5) 助成金
- 2 派遣法を理解するための着目点
- 3 労働者派遣法の解説と実務対応
～平成27年改正を中心に～
 - (1) すべての労働者派遣事業が許可制に一本化
 - (2) 派遣期間の規制緩和
 - (3) 派遣労働者に対する雇用安定措置
 - (4) 派遣労働者のキャリアアップ措置
 - (5) 派遣労働者の均衡待遇確保の強化
 - (6) 平成27年改正派遣法による影響
 - (7) 労働契約申込みみなし制度 (40条の6～8)
- 4 平成30年成立の働き方改革関連法案／派遣法部分
- 5 行政指導等の実施状況 (行政指導実績、行政処分実績)
 - (1) 定期監督等に基づく派遣法違反件数
 - (2) 行政指導実績
 - (3) 行政処分実績
 - (4) 送検状況
- 6 派遣労働者を有効活用するためのポイント
 - (1) 派遣先の時間外労働命令の可否
 - (2) 派遣先の懲戒の可否
 - (3) 派遣労働者をめぐるセクシュアルハラスメント対応策

- ア セクシュアルハラスメントとは
イ 派遣とセクシュアルハラスメント
- (4) 派遣労働者に対する安全配慮義務
 - (5) 派遣労働者と企業秘密
 - (6) 派遣労働者の交代を求めることの可否
 - (7) 派遣契約の途中解消
 - (8) 派遣労働者の雇止め
 - (9) 派遣労働者に対する派遣先の使用者性

III. 業務処理請負 (業務委託)

- 1 業務処理請負に関する法規とその解説
- 2 偽装請負とは
- 3 偽装請負と判断された場合の法的リスク
- 4 偽装請負に当たるかはどう判断されるか
- 5 業務処理請負 (業務委託) を有効活用するためのポイント
 - (1) 業務処理請負の適正化
 - (2) 請負労働者に対する安全配慮義務
 - (3) 請負労働者と企業秘密
 - (4) 業務処理請負契約の解消
 - ア 期間満了による契約解消
 - イ 損害賠償
 - ウ 中途解消と損害賠償請求
- 6 請負企業における労働契約の解消
 - (1) 請負企業自身の業務遂行が前提の労働者
 - (2) 発注企業における請負業務が前提の労働者
- 7 発注企業の請負労働者に対する使用者性 (概略)
 - (1) 労働契約上の使用者性
 - (2) 労働組合法上の使用者性

IV. 個人業務委託

- 1 個人業務委託の利用に際して留意すべき点
- 2 個人事業主は労働基準法上の「労働者」に該当するか
- 3 個人事業主は労働組合法上の「労働者」に該当するか
- 4 個人業務委託の契約解除
- 5 個人事業主と安全配慮義務

上記プログラムは一部変更になる場合があります。
あらかじめご了承ください。

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。

講師プロフィール

石寄・山中総合法律事務所 弁護士 **仁野 直樹** (にの なおき) 氏

2006年東京大学法学部卒業、2008年東京大学法科大学院修了。2010年12月弁護士登録 (第一東京弁護士会)。現在、石寄・山中総合法律事務所に所属。使用者側の立場から見た人事労務分野を専門として活動。業務範囲は、個別労働紛争 (労働審判・訴訟等)、集団労使紛争 (労働委員会・団体交渉等)、労働行政対応 (労災申請・是正勧告対応等)、就業規則作成、セミナー講師、その他相談対応など人事労務全般。
著作は次のとおり。

『みなし労働時間管理Q&A』(「先見労務管理」1450号、労働調査会)

『個別労働紛争解決の法律実務』(中央経済社・共著)

『労働契約解消の法律実務 (第2版)』(中央経済社・共著)

ほか